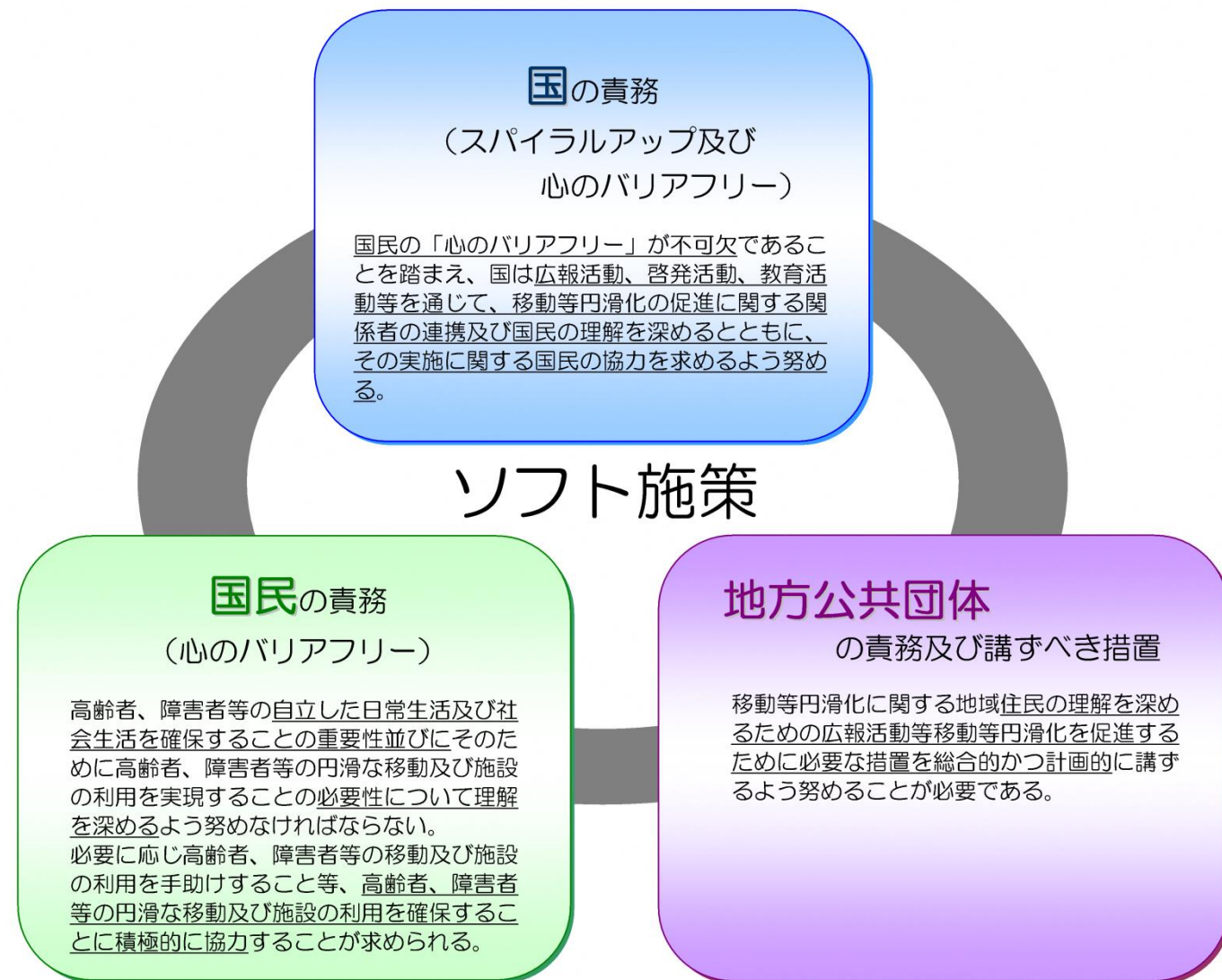


ソフト施策の位置づけ

移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の（ハード）整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることが、「バリアフリー新法」の理念の一つとなっています。「ソフト施策」は「心のバリアフリー」を進めるための取り組みと位置付けられます。



出典) 移動等円滑化の促進に関する基本方針 (一部抜粋)

図1. ソフト施策のイメージ

○障害者差別解消法施行 (平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日) による取り組み

法の目的: 障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげること。

法の概要: 国の行政機関・地方公共団体等、民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すると共に、行政機関に対し職員対応要領の策定を努力義務とするなど、具体的な取り組み内容について定めている。

・「障害を理由とする差別解消の推進に関する豊中市職員対応要領」の周知

(平成 27 年 (2015 年) 11 月策定、平成 28 年 (2016 年) 4 月より実施)

障害を理由とする差別の禁止に関して行政機関の職員が適切に対応できるよう、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例について定め、職員に対し研修等を行った。

※本市ホームページから参照可能。

・豊中市障害者差別解消支援地域協議会の開催

障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づき、市関係機関等が、本市の区域において行う障害を理由とする差別に関する相談対応および差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため設置している。協議会を効率よく運営するため、基本的な運営方針や構成機関が対応した相談事例の共有と進行管理を行う代表者会議と障害を理由とする差別を思われる事例について対応を検討するケース検討会議がある。

- 開催数: 代表者会議 3 回、ケース検討会議 0 回 (平成 30 年度 (2018 年度))
- 事業者向け研修を開催
参加者が演習形式で「障害」について考えることで、さまざまな気づきを得られる良い機会となった。

○ヘルプマークとヘルプカードの配布 (平成 29 年 (2017 年) 6 月 1 日配布開始)

●ヘルプマーク (配布数 1, 156 枚) (平成 30 年度配布実績)
援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された、全国で普及しつつあるマーク。

●ヘルプカード (配布数 928 枚) (平成 30 年度配布実績)
ヘルプマークのイラスト (右図) が入っており、氏名・住所・電話番号・疾病や障害名・非常時の緊急連絡先等が記入できるカードで、豊中市独自の仕様になっている。

※いずれも障害福祉課・障害福祉センターひまわり・保健所・千里保健センター・中部保健センター・庄内保健センターにて配布。ヘルプカードについては市ホームページにてダウンロードが可能。



平成28年度（2016年度）～

*憲法記念市民の集い（アクア文化ホール）

要約筆記者の配置

注）手話通訳は従前より配置

平成29年度（2017年度）～

*委託事業者向け人権問題学習会（すてっぴホール）

手話通訳者の配置

平成30年度（2018年度）

*世界人権宣言 70周年記念講演会（文化芸術センター多目的室）

多様な性を生きる～「マイノリティ問題」を超えて

＜主催：関西大学人権問題研究室、豊中市、豊中市教育委員会＞

「性的マイノリティ」をテーマに

令和元年度（2019年度）

*委託事業者向け人権問題学習会（すてっぴホール）

7月5日（金） 15：00～16：35

「精神障害者の理解」をテーマに

◇精神障害者の雇用支援について

大阪障害者職業センター 上席障害者職業カウンセラー 大島 健一 さん

◇こころの病について ～正しい理解とかわり方～

豊中市健康医療部保健予防課副主幹兼精神保健係長 中尾こずえ

◇市発信情報バリアフリーガイドラインについて

豊中市福祉部障害福祉課課長補佐兼企画係長 宇都宮 洋

*地域活性化事業（アクア文化ホール）

＜主催：豊中市・人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会＞

◇講演「あきらめない心～片腕がくれたもの～」

8月28日（水）14：00～15：30

北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表 伊藤 真波 さん

「心のバリアフリー」をテーマに

◇ボッチャ体験教室

8月28日（水）15：30～16：30

リーフレット

人権文化のまちづくりをすすめる条例施行20周年記念事業

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 10 人々の健康と長寿を促す

講演
あきらめない心
～片腕がくれたもの～

看護学生だった20歳——交通事故に遭い、右腕を切断。
看護師になるという夢や、希望を失ったとき、
もう一度、前を向くことを決めたのは……

講師
いとう まなみ
伊藤 真波 さん
北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表
※ご本人によるバイオリン演奏も予定しています。

令和元年（2019年）**8月28日**（水）**14時～15時30分**
（開場13時30分）

入場無料 要事前申込（先着490人）
保育あり※ 手話通訳あり 要約筆記あり

会場 アクア文化ホール
豊中市曾根東町3-7-2
（阪急宝塚線「曾根駅」下車、東へ300m）

お申込方法
7月22日（月）午前9時から電話・ファクス・メール（講演名、代表者の名前、電話番号、参加人数を記入）のいずれかで人権政策課までお申込みください。
※保育あり（1歳以上小学3年生以下。1人200円。8月19日（月）までに要申込み）。

お申込・お問合せ先
市ホームページもご覧ください
豊中市 人権政策課 電話/06-6858-2586
ファクス/06-6846-6003
メール/jinken@city.toyonaka.osaka.jp

ボッチャ体験教室 15時30分～16時30分
アクア文化ホール2階 音楽室で、講演会終了後に開催
「ボッチャ」とは、ヨーロッパで生まれた重度脳性まひ者もしくは同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目です。近年では障害の有無にかかわらず、誰でも楽しむことができるスポーツとして注目されています。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競います。

わたしたちも来るよ！ 当日参加OK！
人権イメージキャラクター 人KENあゆみちゃん 人権イメージキャラクター 人KENまもる君

主催 人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会（豊中市・大阪法務局・大阪第三人権擁護委員協議会）

豊中市障害児教育基本方針（改定版）

平成28年（2016年）4月1日改定

はじめに（改定にあたって）

昭和53年（1978年）、豊中市は当時の障害児教育の様々な課題を明確にし、障害児の自立をめざした障害児教育を推進するために、豊中市障害児教育基本方針を策定した。以来、豊中市は、この豊中市障害児教育基本方針をもとに、障害のある全ての児童生徒の教育保障や障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流と相互理解、障害の重度・重複化・多様化への対応、幼・小・中の一貫した教育内容や方法の充実、関係機関との連携等の諸課題の取り組みを通じて、「ともに学び、ともに育つ」教育を先進的に推進してきた。その成果として今日では、障害のあるなしにかかわらず、居住地校区の学校に就学することが広く認識されている。

国連の障害者の権利に関する条約（平成26年（2014年）批准）の第24条において、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包括する教育制度（inclusive education system）を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とされている。

こうした国際的な動きの中で、国内的には障害者基本法（平成23年（2011年）改正）の第16条では、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要となる施策を講じなければならない。」としている。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年（2013年））の第1条では、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」としている。

さらに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会報告）（平成24年（2012年））においては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを調整することが重要であるとその方向性が示された。

これまで豊中市が長年にわたり取り組んできた、児童生徒一人ひとりの状況に応じた指導のもと、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに充実・発展させ、豊中市教育振興計画、豊中市教育行政方針及び豊中市教育指導要項にもとづく様々な取り組みとの整合・調整をはかりつつ、新たな時代における豊中市としてのインクルーシブ教育を実現するため、ここに豊中市障害児教育基本方針を改定する。

本基本方針がめざすインクルーシブ教育について

本基本方針がめざすインクルーシブ教育の目的は、「共生社会の形成」と「障害のある子どもの可能性が最大限に伸びること」の実現にある。

子どもたちが、ともに学び育つ経験を通して共生社会の意義を体得することと、一人ひとりの子どもに教育の公正な機会や成長が保障されることが、次世代のより多様な社会参加が可能な共生社会の素地となり、さらにこれらが好循環をなし、より望ましい姿へと発展していく状態をめざす。

なお、本基本方針がめざすインクルーシブ教育の推進にあたっては、基本項目にある多様なアプローチの充実に努め、さらに、学校、地域、社会、そして子どもや保護者への様々な働きかけを通して行うものである。

基本項目

（1）教育相談・就学相談

- 関係機関等との連携のもとに、乳幼児期から子どもが専門的な教育相談・支援を受けられる体制の充実をはかる。
- 就学までの流れや就学先決定の仕組み、就学先決定後の相談等の情報提供を早期に行う。

（2）就学先の決定

- 居住地校区の小・中学校及び支援学校に関する十分な情報提供を行うとともに、丁寧な就学相談に努める。
- 教育委員会は、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、居住地校区の小・中学校への就学を基本とし、専門的見地からの意見、学校・地域の状況等から総合的な判断を行い、就学先を決定する。

（3）基礎的な環境整備・合理的配慮

- 障害のある児童生徒が充実した教育を受けられるよう、基礎的な環境整備の充実に努める。
- 一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、教育の公正な機会を保障するための合理的配慮の充実に努める。

（4）一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズを明確にし、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実をはかる。
- 多様な指導形態を活用した教育を柔軟に行うことによって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実をはかり、適切な支援を推進する。

（5）学校全体の専門性の確保

- 教職員の支援教育に関する専門性の向上をはかるため、研修等の充実に努める。
- 児童生徒の多様な教育的ニーズに応えるため、外部人材の活用をはかり、学校全体としての専門性の確保に努める。

（6）関連機関との連携と切れ目のない支援

- 学校は、医療や福祉サービス等の外部機関と連携を密にし、障害のある児童生徒の地域での生活の充実に努める。
- 支援内容等については、本人・保護者との共通理解をすすめながら、保育所（園）、幼稚園、認定こども園から小・中学校、また児童発達支援センター及び支援学校等の関係諸機関との連携をはかり、就学前から義務教育修了後の進路選択までを含めた切れ目のない一貫した支援の推進に努める。